

1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5 %以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち 2 0 %を占める原油等の仕入価格が 2 0 %以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円

保証割合：借入額の 1 0 0 %

保証料率：保証協会所定の料率（ 0. 7 ～ 1. 0 % ）